証券コード８８４１
令和２年６月11日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田七丁目22番17号
株式会社 テーオーシー
代表取締役社長　大　谷　卓　男

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、同封の「新型コロナウイルス感染防止に伴う株主総会運営方法の変更について」に記載の通り運営方法を変更しておりますので、ご出席される場合は、事前にご確認の上、事前登録手続きを行ってくださいますようお願いいたします。
　なお、多くの株主様が集まる株主総会には集団感染等のリスクがございます。かかる集団感染等のリスクを避けるため、株主様には、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使をご推奨申し上げますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、令和２年６月25日(木曜日)午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
(電磁的方法（インターネット等)による議決権行使の方法等につきましては、２頁から３頁をご参照下さい。)

敬　具

記

1. **日　　時**　令和２年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都品川区西五反田六丁目６番19号
　ＴＯＣ五反田メッセ
　(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. **株主総会の目的である事項**
　報告事項
　1. 第54期（自 平成31年４月１日　至 令和２年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第54期（自 平成31年４月１日　至 令和２年３月31日）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役９名選任の件
　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さい。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト「https://www.toc.co.jp/toc/ir-new/ir/shareholders/」に掲載させていただきます。
◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト「https://www.toc.co.jp/toc/ir-new/ir/shareholders/」に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

＜電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について＞

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

Ⅰ．インターネットによる議決権行使について

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

（２）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、令和２年６月25日（木曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）パソコン、携帯電話による方法

・議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（２）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（１）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

Ⅱ．　議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成31年４月１日
至　令和２年３月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化等による世界経済の減速傾向や、豪雨などの自然災害の影響に加え、新型コロナウイルスによる影響の深刻化により、国内経済が減速し、景気の大幅な下振れ懸念が強まってまいりました。

このような事業環境下におきまして、当社グループは、全社を挙げて各事業の特性及び付加価値性を活かした営業活動を推進いたしました結果、当期の連結売上高は18,379百万円（前期比0.0%減）となり、利益面におきましては、営業利益6,227百万円（前期比1.5%減）、経常利益6,491百万円（前期比0.3%増）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、4,476百万円（前期比0.4%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

・不動産事業

オフィスビルにおける事業環境は、底堅いオフィス需要を背景に、入居率、賃料水準ともに堅調に推移したものの、賃料の上昇は鈍化傾向が見られました。一方、商業ビルにおける事業環境は、新型コロナウイルスの影響によるインバウンド需要の急速な収縮や、外出自粛の動きによる来店客数の減少により、事業環境が悪化する傾向となりました。

このような状況下、不動産事業におきましては、運営・管理面において高サービスと低コストとの両立を推し進めるとともに、所有ビル個々の特性を活かした高付加価値化を図るべく、継続的なリニューアル、安全対策、環境対策等に注力してまいりました。

建物の賃貸等では、ビルの特性に応じたテナント獲得を進めた結果、増収増益となりました。なお、期末時点における入居率は98.5%（前期末98.4%）となりました。

展示場・会議室の賃貸に関しましては、年度後半に新型コロナウイルスによるイベント自粛等を要因として減収となりました。

駐車場の賃貸に関しましては、僅かながら増収となりました。

以上の結果、不動産事業の売上高は14,641百万円（前期比1.7%増）となり、営業利益は6,102百万円（前期比1.6%増）となりました。

・リネンサプライ及びランドリー事業

リネンサプライ及びランドリー事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大口顧客先であるホテルからの受注が減少したことにより、売上高は1,679百万円(前期比7.3%減)、営業利益は10百万円(前期比89.7%減)となりました。

・その他の事業

ビル管理関連サービス事業は、請負工事の受注増等により増収増益となりました。製薬事業は、主力製品の販売減により減収減益となりました。また、スポーツクラブ事業は、会員数の減少により、温浴施設事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、来場者数が減少したことにより、それぞれ減収となりました。

その結果、その他の事業の合計では、売上高は2,058百万円（前期比5.2%減）、営業利益は101百万円（前期比50.5%減）となりました。

なお、当期の単体の業績につきましては、売上高13,034百万円（前期比1.7%増）、営業利益5,414百万円（前期比1.2%増）、経常利益5,688百万円（前期比1.8%増）、当期純利益3,951百万円（前期比1.2%増）となりました。

セグメント別の売上高及び構成比

セグメント別		売上高（百万円）	構成比（%）
不動産事業	建物の賃貸等	12,167	66.2
	展示場・会議室の賃貸	1,778	9.7
	駐車場の賃貸	695	3.8
	小計	14,641	79.7
リネンサプライ及びランドリー事業		1,679	9.1
その他の事業		2,058	11.2
合計		18,379	100.0

(2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は、2,453百万円であります。その主なものは、賃貸用不動産の取得1,119百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金によって賄っております。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第51期 (28.4.1～29.3.31)	第52期 (29.4.1～30.3.31)	第53期 (30.4.1～31.3.31)	第54期(当期) (31.4.1～2.3.31)
売上高(百万円)	21,831	18,678	18,383	18,379
経常利益(百万円)	6,571	4,616	6,470	6,491
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,482	25,420	4,495	4,476
1株当たり当期純利益(円)	36.71	218.53	44.34	46.42
総資産(百万円)	137,758	126,666	112,677	110,780
純資産(百万円)	82,268	89,245	88,234	89,395

②当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第51期 (28.4.1～29.3.31)	第52期 (29.4.1～30.3.31)	第53期 (30.4.1～31.3.31)	第54期(当期) (31.4.1～2.3.31)
売上高(百万円)	16,484	13,148	12,810	13,034
経常利益(百万円)	5,585	3,664	5,585	5,688
当期純利益(百万円)	3,889	24,398	3,904	3,951
1株当たり当期純利益(円)	31.86	209.74	38.51	40.97
総資産(百万円)	129,221	117,750	103,566	101,411
純資産(百万円)	77,911	84,097	82,397	82,994

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年2月16日) 等を第53期の期首から適用しており、第52期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

わが国経済は、終息の目途が立たない新型コロナウイルスの影響による世界経済全体の急激な減速が深刻な状況にあり、主要各国の大規模な財政出動による下支えや、経済活動の段階的な再開など経済回復の兆しはあるものの、日本経済を成長軌道に回復させるまでの道程は険しく、当面、国内景気の減速・悪化傾向は続くものと思われます。

このような中、当社グループの主力事業であります不動産事業の見通しにつきましては、オフィスビルの事業環境では、オフィス需給の悪化が懸念され、賃料水準・入居率とも悪化する可能性が高まっております。また、商業ビルの事業環境におきましては、新型コロナウイルスの影響による「飲食業」「小売業」をはじめとする各業態における業況の悪化と、少子化による人口減少や超高齢化社会の進展を背景とした構造的問題とが相まって、厳しい事業環境が続くものと思われます。

このような状況下、中長期的に安定的かつ持続的な成長を果たすため、収益性を向上させる施策を積極的に実施し、経営基盤の強化を図ってまいります。所有する個々のビルにおきましては、更なる

運営の効率化、より木目細かなリニューアルの実施等により、ビル個々の付加価値を高める経営施策を推進してまいります。ＴＯＣ五反田ビルの建替計画については、経済状況、経営環境を見据えながら、引き続きプランの検討を進めてまいります。

当社グループは、「社会に役立つ企業」という企業理念に基づき、お客様に「明るく、活力のある、和やかな」場を提供することにより、社会との調和の上、お客様・テナントの皆様に喜ばれ、またお役に立つことを使命とし、これをもって事業を推進いたしております。全社を挙げて、日々の向上に努めることから、事業の発展を成し、社会に貢献していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援ご鞭撻を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社テーオーリネンサプライ	96	55	リネンサプライ及びランドリー事業
株式会社テーオーシーサプライ	50	100	ビル管理関連サービス事業
星製薬株式会社	75	100	製薬事業
株式会社Ｉ－ＴＩＮＫ	9	97	情報処理関連事業
株式会社ＴＯＲアセットインベストメント	90	99	商業不動産賃貸業
株式会社ＴＯＣディレクション	92	99	商業施設運営事業
株式会社ＴＯＬＣＤ	100	99	スポーツクラブ、温浴施設、商品販売及び飲食事業

(注) 当社グループの連結子会社は上記の子会社７社であり、持分法適用会社は１社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容及び主要な事業所

① 株式会社テーオーシー

主要な事業内容

不動産事業部門 ： 建物及び土地の賃貸・売買
： 展示場及び会議室の賃貸
： 駐車場の賃貸

商品販売事業部門 ： 衣料品、雑貨等の販売

主要な事業所

本店 ： 東京都品川区西五反田七丁目22番17号
営業用ビル ： 東京都品川区(10棟) 墨田区(１棟) 江東区(２棟)

② 子会社

名称	本店	主要な事業内容
株式会社テーオーリネンサプライ	東京都品川区 (工場：東京都千代田区・神奈川県厚木市)	リネンサプライ及びランドリー事業
株式会社テーオーシーサプライ	東京都品川区	ビル管理関連サービス事業
星製薬株式会社	東京都品川区 (工場：神奈川県厚木市)	製薬事業
株式会社Ｉ－ＴＩＮＫ	東京都品川区	情報処理関連事業
株式会社ＴＯＲアセットインベストメント	東京都台東区	商業不動産賃貸業
株式会社ＴＯＣディレクション	東京都品川区	商業施設運営事業
株式会社ＴＯＬＣＤ	東京都品川区	スポーツクラブ、温浴施設、商品販売及び飲食事業

(8) 従業員の状況

区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)
男性	115	4(増)	43.4	14.4
女性	41	3(減)	38.4	11.2
合計又は平均	156	1(増)	42.1	13.6

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	1,695
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	765
株式会社三井住友銀行	523
日本生命保険相互会社	431
株式会社あおぞら銀行	250
株式会社新生銀行	154

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　547,517,000株

発行済株式の総数　95,728,679株

（自己株式8,150,673株を除く。）

(2) 株主数　5,946名

(3) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ニュー・オータニ	21,251	22.19
有限会社大谷興産	14,165	14.79
株式会社オオタニ・ファンド	6,927	7.23
大成建設株式会社	4,800	5.01
新菱冷熱工業株式会社	4,466	4.66
有限会社大谷興産TO	4,234	4.42
日本生命保険相互会社	2,912	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	2,294	2.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,183	2.28
株式会社みずほ銀行	2,130	2.22

(注)1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

(注)2. 当社は自己株式8,150,673株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的として、令和元年8月6日開催の取締役会決議に基づき自己株式1,216,000株を取得しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大　谷　和　彦	株式会社ニュー・オータニ代表取締役社長 株式会社オータニコーポレーション代表取締役会長 エイチアールティーニューオータニ株式会社代表取締役名誉会長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役名誉会長 株式会社ＴＯＬＣＤ代表取締役名誉会長 株式会社大谷工業代表取締役会長
代表取締役社長	大　谷　卓　男	星製薬株式会社代表取締役社長 株式会社Ｉ－ＴＩＮＫ代表取締役社長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役会長 株式会社テーオーシーサプライ代表取締役会長 株式会社ＴＯＲアセットインベストメント代表取締役社長 株式会社ＴＯＣディレクション代表取締役社長 株式会社ＴＯＬＣＤ代表取締役会長 学校法人星薬科大学理事長
取　締　役	松　崎　良　典	ビル営業事業部門担当
取　締　役	大　橋　正　夫	経営企画室長
取　締　役	近　藤　正　一	ビル施設管理部長及び安全管理推進室担当 株式会社テーオーシーサプライ代表取締役社長
取　締　役	石　田　雅　彦	事務管理部門（総務・経理・財務）担当 大崎再開発ビル株式会社代表取締役副社長
取　締　役	稲　葉　弘　文	三陽エンジニアリング株式会社代表取締役社長
取　締　役	鳥　巣　元　太	アルス デザイン アソシエイツ株式会社代表取締役社長
常勤監査役	山　岡　英　夫	株式会社ニュー・オータニ社外監査役
監　査　役	長　谷　修　嗣	
監　査　役	飯　倉　　穣	経済地域研究所代表

(注)1. 取締役稲葉弘文氏及び取締役鳥巣元太氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

(注)2. 監査役長谷修嗣氏及び監査役飯倉穣氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

(注)3. 常勤監査役山岡英夫氏は、当社経理部門において専門的な知識・経験等を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注)4. 監査役長谷修嗣氏は、株式会社ニュー・オータニの経理部門において専門的な知識・経験等を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、株式会社ニュー・オータニを退社後14年経過しております。

(注)5. 監査役飯倉穣氏は、複数の会社での職務経験に加え、直接会社経営に関与された経験等で培われた豊富な知識と経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注)6. 取締役松崎良典氏は、平成31年４月８日付けで「ビル営業事業部門担当」となりました。

(注)7. 取締役稲葉弘文氏及び取締役鳥巣元太氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(注)8. 常勤監査役山岡英夫氏は平成31年４月17日付けで株式会社ニュー・オータニの社外監査役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	８名	161百万円
監査役	３名	21百万円

(注)1. 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）４名に対する報酬額は、17百万円であります。
(注)2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額20百万円を支払っております。
(注)3. 上記報酬等の総額には、役員賞与及び役員退職慰労引当金が含まれております。
(注)4. 上記報酬の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、12百万円が含まれております。
(注)5. 上記支給額のほか、令和元年６月27日開催の第53回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給額として、社外取締役を除く取締役６名に対して326百万円、社外監査役１名を除く監査役２名に対して19百万円を支給し、各取締役及び監査役の退任後に支払う予定であります。
なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業年度において開示した役員退職慰労引当金の繰入額19百万円（取締役18百万円、監査役１百万円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

	社外取締役		社外監査役	
氏名	稲葉弘文	鳥巣元太	長谷修嗣	飯倉　穣
①重要な兼職先の状況	三陽エンジニアリング株式会社代表取締役社長	アルス デザイン アソシエイツ株式会社代表取締役社長	該当なし	経済地域研究所代表
②当期における主な活動状況	当期開催の取締役会15回うち14回に出席しており、経営者としての貴重な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	当期開催の取締役会15回の全てに出席しており、建築・設計に関する専門家としての貴重な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会15回の全てに出席しており、主に経理等の豊富な経験に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会15回の全てに出席しており、主に金融機関等での豊富な経験に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。

（注）　社外取締役・社外監査役が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注)1. 会計監査人の報酬等について当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(注)2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等の評価基準に従い総合的に評価し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。その内容は以下のとおりです。

①当社及び子会社の取締役､使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、社訓並びに経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、当社及び子会社の代表取締役がその精神を役職員に伝達し、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ロ．法令等の遵守については、「コンプライアンス基本規程」を制定し､コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、組織体制として役職員等の役割を定め、当社グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。

ハ．法令等遵守の統括部署として設置された内部監査室を、事務管理部門がサポートし、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部門で事前に適法性等を検証する。

ニ．取締役の職務執行が適正、かつ効率的に行われる体制として、職務権限規程、業務分掌規程等を整備する。

ホ．内部監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施する。また、法令上疑義のある行為等について、職員が社外の「内部通報センター」（内部通報窓口）に直接情報を提供する。内部通報窓口は、通報を受けた場合、直ちに調査し、法令違反行為等が行われていることを確認したときは、直ちに社長に報告する。

②当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書に記録し保存、管理する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、「関係会社文書管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の業務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役、監査役が常時閲覧することができるものとする。

③当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理については、「リスク管理規程」を制定し、安全管理推進室及び内部監査室を中心にリスク管理体制を構築する。

ロ．安全管理推進室及び内部監査室は、各部門担当取締役の業務に係わるリスク管理を把握し、必要に応じて支援提言を行う。

ハ．内部監査室は、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

ニ．不測の事態が発生した場合には、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整備する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、以下の経営システムを用いて事業の推進に伴うリスクを継続的に監視する。

イ．当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、月１回開催される取締役会において審議する。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。

ロ．目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループの目標値を年度予算として策定し、それに基づく業務管理を行う。

ハ．業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループにおける統一的なリスク管理体制を確立するための指針を定める。

ロ．主要な子会社には、当該会社に役員を派遣し、子会社の管理・監督を行う。

ハ．子会社に対する監査役会（若しくは内部監査室）による調査・監査実施の体制を構築する。また、監査役会は、調査・監査の結果を踏まえ、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

ニ．子会社が当社からの経営管理、経営指導等で、法令違反等が認められた場合は、内部監査室は

直ちに監査役会に報告を行うと同時に、意見を述べることができるものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、監査役を補助するための部署として設置した内部監査室所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき職員の人事異動、評価、任命、解任等については、事前に監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定することとし、当該使用人は他の部署を兼務せず、監査役の指示にのみ従うことにより、取締役からの独立を確保するものとする。

⑧監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び職員は以下の事項について、監査役会に報告する。

イ．常勤役員会で決議された事項。

ロ．当社及び当社グループの業務又は業績に重大な影響を及ぼす事項。

ハ．内部監査室が実施した内部監査の結果。

ニ．企業倫理に関する内部監査室に対する通報の状況。

ホ．上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。

［子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、上記イ．からホ．の事項について、当社の監査役会に報告する。］

上記イ．からホ．の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。また、グループ内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

⑨監査役の職務の執行について生じる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、必要に応じて内部監査室、安全管理推進室に対して、必要な調査・報告等を要請することができ、常勤役員会その他の重要な会議等に出席できる。

ロ．監査役会と代表取締役、会計監査人との間に定期的な意見交換会を設定する。

⑪反社会的勢力との関係遮断

イ．当社は反社会的勢力とは断固として関係を持たないものとする。また、反社会的勢力から接触を受けた場合は、直ちに所轄の警察等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な、また不当な要求に対しては、警察及び弁護士等を含め外部機関との連携の上遮断を実施する。

ロ．当社は大崎地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、その他に所轄警察署等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する社内体制

については、反社会的勢力排除に係わる対応統括部署及び不当要求防止責任者を設け、社内各部署にも担当者を配置するとともに、必要に応じて警察及び弁護士等の外部機関と連携し対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報制度を設けており当社グループにも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

安全管理推進室及び内部監査室を中心に、各部門及び各グループから報告されたリスクのレビューを実施して全体的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（令和２年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ 流動資産	33,337	Ⅰ 流動負債	8,819
現金及び預金	32,453	買掛金	27
受取手形及び営業未収入金	467	短期借入金	1,499
商品及び製品	17	１年内返済予定の長期借入金	651
仕掛品	23	未払金	927
原材料及び貯蔵品	160	未払消費税等	245
その他	216	未払法人税等	3,021
貸倒引当金	△3	前受金	947
		賞与引当金	89
		環境対策引当金	482
		その他	925
Ⅱ 固定資産	77,442	Ⅱ 固定負債	12,565
1.有形固定資産	55,651	長期借入金	1,769
建物及び構築物	25,696	長期預り保証金	8,871
機械装置及び運搬具	553	退職給付に係る負債	449
土地	28,922	資産除去債務	165
建設仮勘定	355	繰延税金負債	964
その他	123	その他	345
2.無形固定資産	7,143		
借地権	7,076	負債合計	21,384
施設利用権	17	純資産の部	
その他	49		
3.投資その他の資産	14,647	Ⅰ 株主資本	84,809
投資有価証券	13,665	1.資本金	11,768
保険積立金	638	2.資本剰余金	9,326
繰延税金資産	13	3.利益剰余金	70,138
その他	329	4.自己株式	△6,423
		Ⅱ その他の包括利益累計額	3,818
		その他有価証券評価差額金	3,818
		Ⅲ 非支配株主持分	767
		純資産合計	89,395
資産合計	110,780	負債及び純資産合計	110,780

連結損益計算書

（自 平成31年４月１日
至 令和２年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		18,379
売上原価		10,311
売上総利益		8,068
販売費及び一般管理費		1,840
営業利益		6,227
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	263	
持分法による投資利益	27	
受取事務手数料	25	
その他	23	343
営業外費用		
支払利息	37	
固定資産除却損	16	
自己株式取得費用	15	
環境対策引当金繰入額	3	
その他	7	80
経常利益		6,491
税金等調整前当期純利益		6,491
法人税、住民税及び事業税	3,660	
法人税等調整額	△1,654	2,006
当期純利益		4,485
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		4,476

連結株主資本等変動計算書

（自 平成31年４月１日
至 令和２年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成31年４月１日残高	11,768	9,326	66,583	△5,411	82,266
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△918		△918
親会社株主に帰属する当期純利益			4,476		4,476
自己株式の取得				△1,030	△1,030
自己株式の処分		△3		19	16
自己株式処分差損の振替		3	△3		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,554	△1,011	2,542
令和２年３月31日残高	11,768	9,326	70,138	△6,423	84,809

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成31年４月１日残高	5,208	5,208	759	88,234
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△918
親会社株主に帰属する当期純利益				4,476
自己株式の取得				△1,030
自己株式の処分				16
自己株式処分差損の振替				—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,389	△1,389	8	△1,381
連結会計年度中の変動額合計	△1,389	△1,389	8	1,161
令和２年３月31日残高	3,818	3,818	767	89,395

貸借対照表

（令和２年３月31日現在）　　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ 流動資産	**26,002**	**Ⅰ 流動負債**	**7,008**
現金及び預金	25,569	短期借入金	1,380
営業未収入金	261	１年内返済予定の長期借入金	297
貯蔵品	5	未払金	249
前払費用	114	設備関係未払金	125
その他	54	未払消費税等	196
貸倒引当金	△2	未払費用	83
		未払法人税等	2,891
		前受金	853
		預り金	372
		賞与引当金	53
		環境対策引当金	482
		その他	20
Ⅱ 固定資産	**75,408**	**Ⅱ 固定負債**	**11,407**
1.有形固定資産	**50,916**	長期借入金	1,629
建物	21,647	長期預り保証金	8,053
構築物	116	退職給付引当金	391
機械及び装置	13	資産除去債務	165
車輌運搬具	2	繰延税金負債	824
工具、器具及び備品	59	その他	345
土地	28,721	**負債合計**	**18,416**
建設仮勘定	354	**純資産の部**	
		Ⅰ 株主資本	**79,267**
2.無形固定資産	**334**	**1.資本金**	**11,768**
借地権	282	**2.資本剰余金**	**9,326**
施設利用権	14	資本準備金	9,326
ソフトウエア	37	**3.利益剰余金**	**64,595**
		利益準備金	2,942
		その他利益剰余金	61,653
		配当積立金	1,100
		固定資産圧縮積立金	17
		別途積立金	23,800
		繰越利益剰余金	36,736
3.投資その他の資産	**24,158**	**4.自己株式**	**△6,423**
投資有価証券	9,943	**Ⅱ 評価・換算差額等**	**3,727**
関係会社株式	13,335	その他有価証券評価差額金	3,727
保険積立金	638	**純資産合計**	**82,994**
その他	240		
資産合計	**101,411**	**負債及び純資産合計**	**101,411**

損　益　計　算　書

（自　平成31年４月１日
至　令和２年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		13,034
売上原価		6,388
売上総利益		6,645
販売費及び一般管理費		1,230
営業利益		5,414
営業外収益		
受取利息及び配当金	286	
受取事務手数料	25	
その他	18	331
営業外費用		
支払利息	31	
固定資産除却損	4	
自己株式取得費用	15	
環境対策引当金繰入額	3	
その他	2	57
経常利益		5,688
税引前当期純利益		5,688
法人税、住民税及び事業税	3,398	
法人税等調整額	△1,661	1,737
当期純利益		3,951

株主資本等変動計算書

（自 平成31年４月１日
至 令和２年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
平成31年４月１日残高	11,768	9,326	―	9,326	2,942	1,100	3,486	23,800
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△3,469	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			△3	△3				
自己株式処分差損の振替			3	3				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	―	△3,469	―
令和２年３月31日残高	11,768	9,326	―	9,326	2,942	1,100	17	23,800

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
平成31年４月１日残高	30,237	61,566	△5,411	77,249	5,148	5,148	82,397
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	3,469	―		―			―
剰余金の配当	△918	△918		△918			△918
当期純利益	3,951	3,951		3,951			3,951
自己株式の取得			△1,030	△1,030			△1,030
自己株式の処分			19	16			16
自己株式処分差損の振替	△3	△3		―			―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					△1,420	△1,420	△1,420
事業年度中の変動額合計	6,498	3,029	△1,011	2,018	△1,420	△1,420	597
令和２年３月31日残高	36,736	64,595	△6,423	79,267	3,727	3,727	82,994

独立監査人の監査報告書

令和２年５月15日

株式会社 テーオーシー
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日　下　靖　規　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　代　　勲　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社テーオーシーの平成31年４月１日から令和２年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テーオーシー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

令和２年５月15日

株式会社 テーオーシー
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日　下　靖　規　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　代　　勲　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テーオーシーの平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年５月18日

株式会社テーオーシー監査役会

常勤監査役　山岡英夫㊞

監査役（社外監査役）長谷修嗣㊞

監査役（社外監査役）飯倉穣㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針を踏まえ、収益状況及び今後の事業展開等を勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　５円　　総額478,643,395円

（注）中間配当を含めた通期の年間配当金は、１株につき金10円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

令和２年６月29日

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（８名）の任期が満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るための社外取締役１名の増員に加え、新たに２名の選任を含む取締役９名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
①	大谷和彦（おおたにかずひこ） （昭和21年７月８日生）	昭和56年６月　株式会社ホテルニューオータニ取締役 昭和58年６月　同社常務取締役 昭和59年６月　同社専務取締役 昭和62年６月　同社代表取締役副社長 平成５年６月　同社代表取締役社長（現任） 平成５年６月　当社取締役 平成７年６月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ニュー・オータニ代表取締役社長 株式会社オータニコーポレーション代表取締役会長 エイチアールティーニューオータニ株式会社代表取締役名誉会長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役名誉会長 株式会社ＴＯＬＣＤ代表取締役名誉会長 株式会社大谷工業代表取締役会長	1,613,483株
	取締役候補者の選任理由	長年にわたる経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の様々な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。これらのことから、安定的かつ持続的な成長を果たすために適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
②	大谷卓男（おおたにたくお） （昭和28年６月11日生）	昭和56年７月　株式会社東京卸売りセンター入社 昭和62年４月　当社ＲＯＸ事業部長 昭和63年６月　当社取締役ＲＯＸ事業部長 昭和63年12月　当社取締役ファッションビル事業部長 平成２年６月　当社常務取締役ファッションビル事業部担当 平成３年６月　当社専務取締役ファッションビル事業部・経理部担当 平成５年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 星製薬株式会社代表取締役社長 株式会社Ｉ－ＴＩＮＫ代表取締役社長 株式会社テーオーリネンサプライ代表取締役会長 株式会社テーオーシーサプライ代表取締役会長 株式会社ＴＯＲアセットインベストメント代表取締役社長 株式会社ＴＯＣディレクション代表取締役社長 株式会社ＴＯＬＣＤ代表取締役会長 学校法人星薬科大学理事長	329,569株
	取締役候補者の選任理由	長年にわたる経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の様々な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。これらのことから、安定的かつ持続的な成長を果たすために適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
③	こんどう しょういち 近藤正一 （昭和31年６月５日生）	昭和54年４月　株式会社東京卸売りセンター入社 平成16年４月　当社ビル施設管理部次長 平成18年４月　当社ビル施設管理部長兼安全管理推進室室長 平成26年６月　当社取締役ビル施設管理部長及び安全管理推進室担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社テーオーシーサプライ代表取締役社長	5,400株
	取締役候補者の選任理由	ビル施設管理部門での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の様々な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。これらのことから、安定的かつ持続的な成長を果たすために適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
④	いしだ まさひこ 石田雅彦 （昭和34年８月11日生）	昭和58年４月　日本開発銀行入行 平成20年３月　同行企業ファイナンスⅠグループ長 平成23年６月　南海電気鉄道株式会社経営政策室事業戦略部部長 平成27年４月　当社執行役員事務管理部門担当 平成27年６月　当社取締役事務管理部門担当（現任） （重要な兼職の状況） 大崎再開発ビル株式会社代表取締役副社長	3,000株
	取締役候補者の選任理由	金融機関及び事業会社での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の様々な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。これらのことから、安定的かつ持続的な成長を果たすために適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
⑤	（新任） まつむら やすひろ 松村康弘 （昭和34年３月10日生）	昭和59年４月　株式会社テーオーシー入社 平成26年７月　当社ビル営業事業部門ＴＯＣ事業部部長 平成30年６月　当社執行役員ビル営業事業部門ＴＯＣ事業部部長 令和元年７月　当社執行役員ビル営業事業部門ＴＯＣ事業部部長兼催事施設事業部部長（現任）	6,100株
	取締役候補者の選任理由	営業部門での豊富な経験・実績・見識を有しており、安定的かつ持続的な成長を果たすために適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。	
⑥	（新任） ほんじょう しのぶ 本庄忍 （昭和35年６月５日生）	昭和59年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成17年５月　同行不動産ファイナンス営業部次長 平成23年５月　当社総務部長 平成28年６月　当社執行役員総務部長（現任）	－株
	取締役候補者の選任理由	金融機関等での豊富な経験・実績・見識を有しており、安定的かつ持続的な成長を果たすために適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
⑦	稲葉弘文（いなば ひろふみ） （昭和34年４月２日生）	平成３年３月　三陽紙器株式会社入社、同社取締役管理部長 平成12年８月　同社代表取締役社長 平成18年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 三陽エンジニアリング株式会社代表取締役社長	10,000株
	社外取締役候補者の選任理由	長年にわたり株式会社サンキュージャパン及び三陽エンジニアリング株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。	
⑧	鳥巣元太（とりす げんた） （昭和22年10月６日生）	昭和46年７月　株式会社竹中工務店入社 昭和60年４月　東京アーチスト株式会社入社 昭和61年４月　東京理科大学工学部建築学科非常勤講師 平成３年４月　アルス デザイン アソシエイツ株式会社代表取締役社長（現任） 平成17年４月　東京大学工学部建築学科非常勤講師 平成28年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） アルス デザイン アソシエイツ株式会社代表取締役社長	－　株
	社外取締役候補者の選任理由	長年にわたり建築・設計に携わっており、専門家としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の事業に対し有益な助言を期待できるとともに、独立した立場より当社の経営を監督していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。	
⑨	（新任） 鈴村暁男（すずむら あきお） （昭和24年７月８日生）	平成元年４月　東京工業大学工学部助教授 平成６年３月　東京工業大学工学部教授 平成12年４月　東京工業大学大学院理工学研究科教授 平成16年４月　東京工業大学　機械宇宙システム専攻長 平成27年４月　東京工業大学名誉教授（現任） 平成31年４月　学校法人星薬科大学評議員（現任） 令和元年７月　学校法人星薬科大学理事（現任）	－　株
	社外取締役候補者の選任理由	学識経験者としての高い見識と幅広い経験が、当社の事業に対し有益な助言を期待できるとともに、独立した立場より当社の経営を監督していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。	

（注）1. 当社は、昭和57年４月１日株式会社東京卸売りセンターを合併し、商号を株式会社テーオーシーと変更いたしました。
2. 株式会社ホテルニューオータニは、平成12年６月20日に株式会社ニューオータニに商号を変更し、その後、平成24年６月25日より株式会社ニュー・オータニに商号を変更いたしました。
3. 日本開発銀行は、平成11年10月１日に解散し日本政策投資銀行に承継され、その後、平成20年10月１日に解散し株式会社日本政策投資銀行を設立いたしました。
4. 株式会社日本興業銀行は、平成14年４月１日に会社分割および合併による統合・組織再編により、株式会社みずほコーポレート銀行となり、その後、平成25年７月１日に合併により、株式会社みずほ銀行となりました。
5. 各取締役候補者と当社との間には下記法人等の代表者である取締役候補者と当社との間に以下の取引関係があること以外の特別の利害関係はありません。
・星製薬株式会社：当社は同社との間に建物の賃貸借及び物品売買等の取引関係があります。
・株式会社テーオーリネンサプライ：当社は同社との間に土地・建物の賃貸借、建物管理業務委託及び製品の取引関係があります。
・株式会社テーオーシーサプライ：当社は同社との間に土地・建物の賃貸借、建物管理業務委託及び建物内装・設備工事等の取引関係があります。
・株式会社ＴＯＣディレクション：当社は同社との間に土地・建物の賃貸借、建物管理業務委託及び施設運営業務委託の取引関係があります。
・株式会社ＴＯＬＣＤ：当社は同社との間に土地・建物の賃貸借、建物管理業務委託及び物品売買等の取引関係があります。
・株式会社ＴＯＲアセットインベストメント：当社は同社との間に土地・建物の賃貸借及び建物管理業務委託の取引関係があります。
・株式会社Ｉ－ＴＩＮＫ：当社は同社との間に土地・建物の賃貸借及び物品売買等の取引関係があります。
・株式会社ニュー・オータニ：当社は同社との間に物品売買等の取引関係があります。
・エイチアールティーニューオータニ株式会社：当社は同社との間に建物の賃貸借及び物品売買等の取引関係があります。
・株式会社大谷工業：当社は同社との間に建物の賃貸借及び物品売買等の取引関係があります。
6. 稲葉弘文氏、鳥巣元太氏及び鈴村暁男氏は、社外取締役の候補者であります。稲葉弘文氏及び鳥巣元太氏は、株式会社東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、鈴村暁男氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
7. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
稲葉弘文氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
鳥巣元太氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
(2) 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要について
当社は、稲葉弘文氏及び鳥巣元太氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。両氏が再任された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また鈴村暁男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
(3) 稲葉弘文氏、鳥巣元太氏及び鈴村暁男氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
(4) 稲葉弘文氏、鳥巣元太氏及び鈴村暁男氏は当社の親会社等ではなく、又過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。
(5) 稲葉弘文氏、鳥巣元太氏及び鈴村暁男氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、又過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
(6) 稲葉弘文氏、鳥巣元太氏及び鈴村暁男氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、又過去２年間に受けていたこともありません。
(7) 稲葉弘文氏及び鳥巣元太氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況につきましては、令和２年５月１日現在のものを記載しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役として選任をお願いする峯岸芳幸氏は、監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとします。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間とします。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
峯　岸　芳　幸 （みねぎし　よしゆき） （昭和27年７月15日生）	昭和50年４月　監査法人中央会計事務所入所 昭和55年９月　峯岸芳幸税理士事務所代表者 昭和55年９月　峯岸公認会計士事務所代表者 平成元年12月　株式会社ＣＳＫ監査役 平成15年10月　独立行政法人日本芸術文化振興会監事 平成16年６月　平河ヒューテック株式会社社外監査役 平成18年４月　財団法人高速道路交流推進財団監事 平成24年１月　税理士法人峯岸芳幸会計事務所代表社員 平成24年12月　税理士法人峯岸パートナーズ代表社員（現任） 平成27年10月　練馬区監査委員	700株

（注）1.　峯岸芳幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　峯岸芳幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3.　峯岸芳幸氏を補欠の社外監査役候補者とした理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役の責任限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由及び独立性

峯岸芳幸氏につきましては、長年にわたり公認会計士・税理士の業務で培われた税務・会計に関する豊富な知識・経験に加え、他社における監査役としての豊富な経験等を、当社の監査体制にいかしていただくことを目的として、補欠の社外監査役候補者とするものであります。

(2) 監査役との責任限定契約について

当社は同氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第38条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

4.　峯岸芳幸氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都品川区西五反田六丁目6番19号
ＴＯＣ五反田メッセ
TEL：03(3494)2111

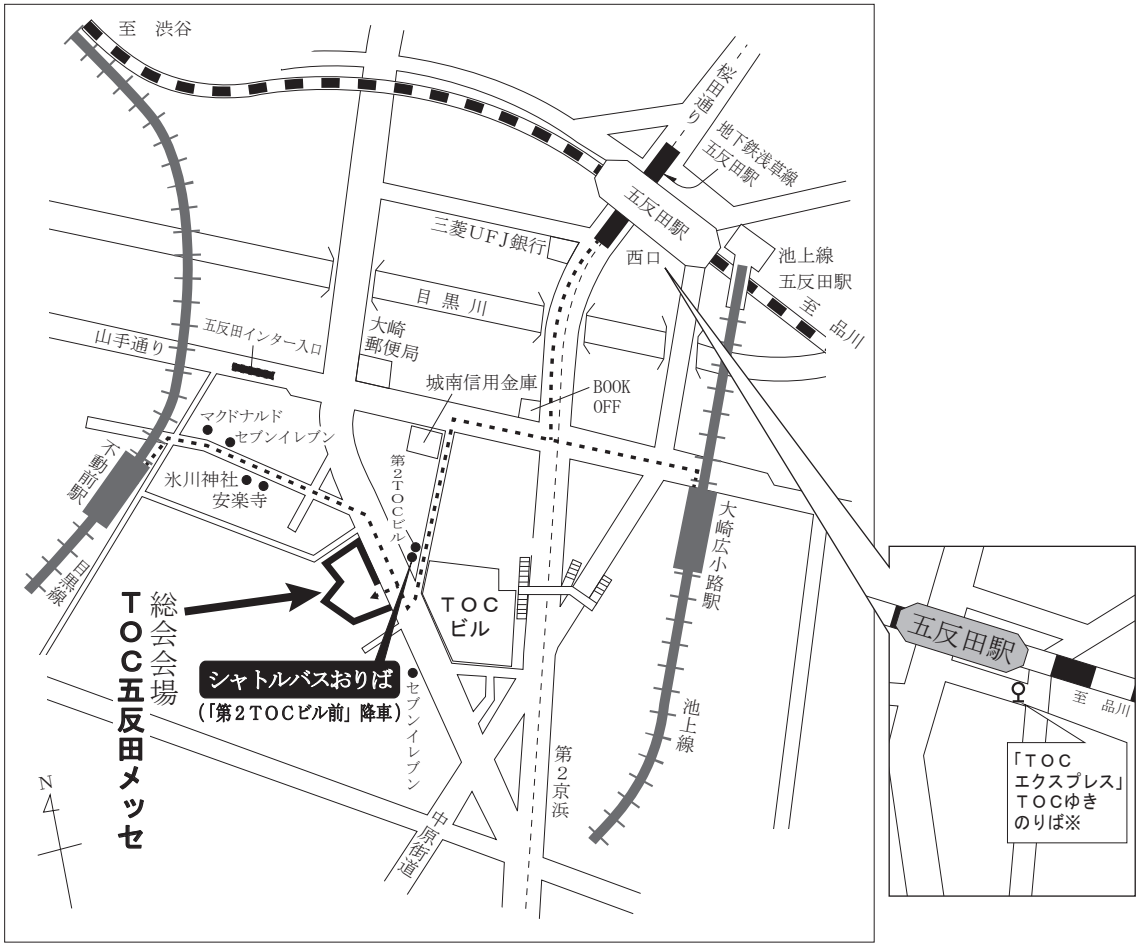

交通（電車）山手線五反田駅より徒歩10分
都営地下鉄浅草線五反田駅より徒歩10分
東急電鉄池上線大崎広小路駅より徒歩９分
東急電鉄目黒線不動前駅より徒歩６分

※ 山手線五反田駅西口より無料シャトルバス
「ＴＯＣエクスプレス」を運行
乗車場所　バス停９番　ＴＯＣゆきのりば
「第２ＴＯＣビル前」バス停でご降車ください。
（降車専用）